

国立大学法人制度運用に関する協議の場の設定について（申し合わせ）
（素案）

平成15年 月 日
文 部 科 学 大 臣
国立大学協会会長

国立大学協会と文部科学省は、国立大学法人制度の円滑な運用を期し、その準備段階から、下記により、関連する諸問題を定期的に協議する。

1. 名称は、国立大学法人制度協議会（以下「協議会」という。）とする。
2. 協議会に参加する者は、次のとおりとする。
 - ・ 国立大学協会（会長、副会長、その他協議題に応じて会長が指名する者）
 - ・ 文部科学省（事務次官、高等教育局長その他協議題に応じて事務次官が指名する者）
3. 上記2の者に加え、必要に応じ、国立大学法人評価委員会の委員長その他の委員が出席するものとする。
4. 協議会は国立大学協会が主宰する。
5. 協議会には、必要に応じ、総務省及び財務省の関係者の出席を求めることができるものとする。
6. 協議会には、必要に応じ、小委員会を設けることができるものとする。
7. 協議会は、国立大学協会または文部科学省のいずれかの要求があった場合に開催するものとする。
8. 協議会に関する事務は、文部科学省及び国立大学協会事務局が共同して処理する。
9. 国立大学協会に代わる新しい連合組織が設立された場合には、当該新しい組織を国立大学協会に置き換える。
10. 協議を効率的・効果的に行う観点から、本申し合わせの運用は弾力的に行うよう努めるものとする。